

## 生態調和農学機構において無人航空機の利用を希望される方へ

2017年3月9日  
生態調和農学機構 機構長

2015年12月10日からの改正航空法により、ドローンなどの無人航空機の飛行に関するルールが決まり、また生態調和農学機構の上空は無人航空機の飛行の許可が必要となる空域となりました。したがって、生態調和農学機構において無人航空機の利用を希望される方は下記の手順で、手続きが必要となります。

1. 圃場・施設利用申請書と研究計画書を [admin@isas.a.u-tokyo.ac.jp](mailto:admin@isas.a.u-tokyo.ac.jp) 宛に提出して下さい
2. 圃場・施設委員会において審査し、結果を通知します。結果は、仮の承認あるいは却下となります
3. 仮の承認となった場合には、機構担当者と国土交通省への飛行許可申請のための相談を開始します
4. 国土交通省へ飛行許可申請をして下さい
5. 国土交通省より飛行許可が下りたら、申請書一式と許可証の写しを一部提出して下さい
6. 圃場・施設委員会から正式の承認を連絡します
7. 実際に利用する（無人航空機を飛行させる）ときには、事前に [admin@isas.a.u-tokyo.ac.jp](mailto:admin@isas.a.u-tokyo.ac.jp) および [tech-admin@isas.a.u-tokyo.ac.jp](mailto:tech-admin@isas.a.u-tokyo.ac.jp) 宛に、日程・時間・場所・従事者名（代表者名と人数）を連絡して下さい
8. 無人航空機を飛行させる時には、「国土交通省航空局標準マニュアル①」と「「国土交通省標準マニュアル」への機構追加ルール」に従い、安全に十分注意して下さい

以上